

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の
会議の公開について（申合せ）

平成16年9月3日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 平成28年5月20日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

（趣旨）

- 1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の手続きその他委員会の会議公開に関し必要な事項は、この申し合せの定めるところによる。

（会議の公開）

- 2 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
 - 一 委員長が、国立大学及び大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
 - 二 その他委員長が必要と認める場合

（会議の傍聴）

- 3 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評価事業部評価企画課に申し出て、許可を得るものとする。ただし、傍聴人は、当分の間、次に掲げるものとする。
 - 一 一般社団法人日本新聞協会に加盟する各社の記者
 - 二 公益社団法人専門新聞協会に加盟する各社の記者
 - 三 一般社団法人日本雑誌協会に加盟する各社の記者
 - 四 公益社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者
 - 五 各委員に随行する者
 - 六 その他委員長が認める者
- 4 前項の許可を得た者は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

- 5 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 6 委員会の会議資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合についてはこの限りではない。

（議事録の公開）

- 7 委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、国立大学等の具体的な評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国立大学等の間に混乱を生じさせるおそれがある部分についてはこの限りではない。